

定住促進結婚祝金のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

祝金 **ご夫婦1組に対して**
いい夫婦
112,200円を交付します。(1回限り)

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)



■対象者

- ・平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3ヶ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- ・祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること
- ※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。



■対象者

- 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
- ※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
- ※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
- ※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。

■奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分(店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで(対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

■交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

■申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、**奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。**

■申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し(2年目以降の申請には添付不要)
- ・登記事項証明書(2年目以降の申請には添付不要)
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

■補助金額など

対象経費	補助金額・期間など
初期費用	引越費用、敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額 上限:112,200円(1回限り)
家賃	家賃月額から住宅手当を控除した額 上限:11,220円(最長3年間)

※この制度は「福岡県地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)



■対象者

- ◎新婚世帯 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦
- ◎子育て世帯 入居後1年以内で小学生以下のお子さんがある世帯
- ※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。
- ※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。
- ※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

生活用水給水施設整備補助金

平成30年度から上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を交付しています。

この補助金は、生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

※なお、簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

浄化槽設置整備補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

※なお、農業集落排水事業区域内は対象外となります。

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円

農業集落排水事業のお知らせ

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。

現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで111戸、土佐井地区は平成16年4月から145戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、できるだけ早く町指定の「指定工事店」での接続をお願いします。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

子どもの人権110番強化週間

8月27日(金)から9月2日(木)まで、「子どもの人権110番強化週間」として、いじめや体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題の相談電話を設置します。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

■日時 8月27日(金)、30日(月)～9月2日(木) 8:30～19:00
 8月28日(土)、29日(日) 10:00～17:00

■電話番号 **0120-007-110** (フリーダイヤル)

※IP電話からは接続できませんので、092-739-4175へお電話ください。

●問い合わせ先 福岡法務局 行橋支局 TEL 0930-22-0476

飲酒運転撲滅週間のお知らせ

8月25日から31日までは
飲酒運転撲滅習慣です



飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。自分自身はもちろん、周りの方が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけ合いましょう。

「飲酒運転は、絶対しない! させない! 許さない! そして、見逃さない!」みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

●問い合わせ先 交通事故をなくす福岡県民運動本部
 TEL 092-643-3167

汚泥肥料(アルファー)の無料配布について

吉富町外1町環境衛生事務組合では、し尿処理場(周防苑)で発生する汚泥を乾燥処理した汚泥肥料を無料配布しています。希望者は、ご連絡ください。

■肥料の内容

- 肥料の種類 し尿汚泥肥料
- 肥料の名称 アルファー
- 原料の種類 し尿汚泥
- 正味重量 20kg(袋入り)
- 主な成分 窒素全量4.3%、リン酸全量5.0%、加里全量0.3%、炭素窒素比6.3
- ※この肥料は農林水産省の肥料登録をしており、野菜・園芸・果樹などにお使いいただける肥料となっています。

■配布場所 し尿処理場(周防苑) 吉富町大字直江361番地

■受付 8:30～17:15まで(平日のみ)

●問い合わせ先 吉富町外1町環境衛生事務組合 TEL 22-7081

■その他

「子どもの人権110番」では、強化週間以外でも子どもの人権に関するご相談を、8時30分から17時15分まで(時間外及び土日祝日は留守番電話対応)受け付けています。

全国共通 0120-007-110
 (フリーダイヤル)

